



事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部  
健康安全課長

女性の健康課題に係るマニュアルの周知等の協力依頼について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の間とりまとめ（令和 6 年 11 月 1 日公表）及び今後の労働安全衛生対策について（建議）（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）に基づき、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）の別紙等を令和 8 年 4 月 28 日付けで一部改正され、一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加した他、女性の健康課題に係る事業者向けのマニュアル等が厚生労働省ホームページ※に掲載されました。

つきましては、貴団体におかれましても、今回の改正の内容について、貴団体傘下の会員への周知等について、御協力いただきますようお願いいたします。

※「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_68776.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html)

